

縦覧点検・医療情報との突合の保険者との共同試行実施（案）

○ 目的・基本的考え方

- ・ 縦覧点検・医療情報との突合（国保連処理分以外）を未実施の保険者（または継続的に実施されていない保険者）が、少ない事務負担で円滑に点検を行うことができるよう、都の職員と共同で試行的に点検を実施し、帳票の見方、事業者への確認のポイント等を学ぶ機会とする。
- ・ 国保連のシステム操作研修等を受講し、システムの操作方法を習得していることが前提

○ 共同試行実施の内容

- ・ 実施初年度である 30 年度は、すでに点検を実施している保険者で比較的活用が進んでいる点検項目について実施
 - （案）— 医療情報との突合
 - 算定期間回数制限縦覧チェック一覧表
- ・ 都職員と保険者職員で帳票を見ながら、各加算の算定要件等を踏まえて、以下の点を確認
 - 事業者を確認すべき案件（過誤の可能性あり）と、確認不要な案件（過誤の可能性なし）の振分け
 - 事業者を確認すべきポイント

○ 共同試行実施の時期・回数・場所

- ・ 適正化システム研修終了後に、希望する保険者を募り、年度末までの期間で実施
- ・ 同一保険者について 2 回の共同点検を実施し、2 回目は、初回確認後の経過（事業者への確認状況等）をフォロー
- ・ 年度前半は負担割合証発行など、給付関係の業務が集中することを考慮し、年度後半に実施
- ・ 原則として都庁での実施

縦覧点検・医療情報との突合の共同試行実施の対象について

		国保連合会	保険者
医療情報との突合	月を通じた入院と介護保険の給付実績		○
	居宅療養管理指導	○	△
縦覧点検	居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表	○	△
	重複請求縦覧チェック一覧表 ＜サービス間・事業所間の整合性の確認＞	○	○ 外部サービス上限のみ
	算定期間回数制限縦覧チェック一覧表 (単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表を含む) ＜複数月の明細書における算定回数の確認＞	○ 初期加算など	○ 初回加算など
	要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧表		○
	入退所を繰り返す受給者縦覧一覧表		○
	居宅介護支援再請求等状況一覧表		○
	月途中要介護状態変更受給者一覧表		○
	軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表		○
	独自報酬算定事業所一覧表		○

※ ○について、点検を実施する必要あり

※ △は、都外事業所分など国保連合会が処理していない分のみ、保険者が処理

※ 網掛けの項目について、30年度に共同試行実施を予定